秋田市教育委員会 平成30年6月定例会 (資料)

【目次】

教育長等の報告

(2) 市立小・中学校等におけるブロック塀の緊急点検結果について … 1

定例会資料:報告(2) 平成30年6月28日 総 務 課

市立小・中学校等におけるブロック塀の緊急点検結果について

1 ブロック塀の設置状況および結果

大阪北部地震による高槻市での児童死亡事故を受け、市立小・中学校及び高等学校67校のうち、ブロック塀等が設置されている33校(小学校23校、中学校9校、高校1校)について、6月19日と20日に調査を行った。

調査は、RC造等対象外の9校を除く24校について、高さ、長さ、厚さ、傾き、亀裂など、その状況を目視およびテストハンマーによる打診などにより行い、直ちに倒壊などの恐れのあるブロック塀が無いことを確認した。

〈昭和56年6月1日改正建築基準法施行令による〉

- ·高さ1.2m以下のブロック塀には控壁(ひかえかべ)の設置は必要無し
- ・高さ1.2mを超えるブロック塀には、3.4m以内ごとに控壁の設置が必要
- ・高さ2.2mを超えるブロック塀は設置できない

現地調査結果

	ブロック塀	ブロック塀	内 訳			
	7 4 7 7 M	7 4 7 7 1/1	内訳			
	無	有	高1.2m以下	高1.2m超2.2m以下	高2.2m超	
小学校41校	25校	16校	5 校	9 校	2校	
中学校23校	15校	8校	2 校	6 校	0 校	
高校 3校	3校	0校	0 校	0 校	0校	
計67校	43校	24校	7 校	15校	2 校	

※高さ2.2mを超える学校

中通小、飯島小

(2校のブロック塀は、建築基準法施行令改正前に建設されたものである)

※高さ1.2m超2.2m以下の学校

保戸野小、築山小、旭川小、港北小、太平小、仁井田小、四ツ小屋小、八橋小、 大住小、土崎中、秋田東中、外旭川中、城南中、御野場中、河辺中

2 今後の対応

学校のブロック塀に異常が見つかった場合の改修や撤去について、国において 国庫補助事業の活用も検討されている動向を踏まえ、本市においても、現行法に 適合した改修に速やかに取り組むことを検討する。

市立小中学校のブロック塀の適正化について

大阪北部地震と同規模の地震に備え、倒壊による被害の想定されるブロック塀については早急に改修に着手するとともに、鉄筋及び基礎の設置状況など、国が定めるチェック項目についても並行して調査を実施する。

1 工作物改修の方針

高さが2.2mを超えているブロック塀の改修を優先して行い、控壁、鉄筋及び基礎が不適格なものについては、順次、改修する。

- (1) 経費は一般的な改修工法として概算算出し、併せて、国庫補助について国・県の動向を調査する。
- (2) 改修方法については、各学校とブロック塀の設置目的を確認しながら、工法を協議する。
- (3) 緊急に改修を要するもの以外については、改修計画を作成し、予算措置を検討する。
- (4) 2. 2 mを超えている飯島小学校と中通小学校は、プール授業に配慮して、 対応方法を学校と協議する。(別添資料参照)

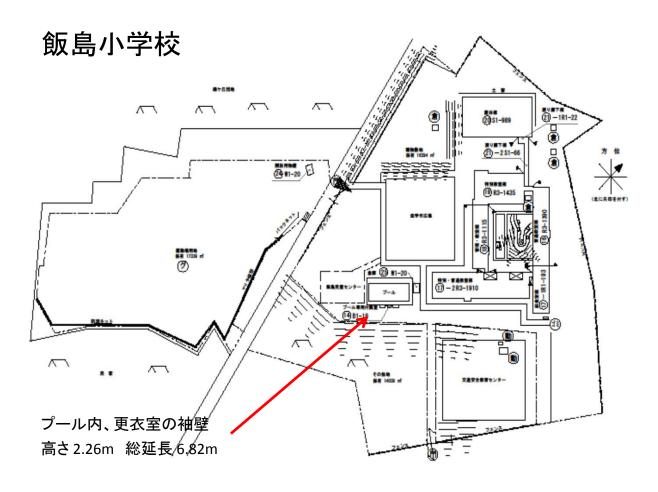
2 学校における児童、生徒への注意喚起

学校敷地内において、既存不適格のブロック塀が設置されている区域では、 可能な範囲で通行を禁止する。ただし、プール授業等、通行せざるを得ない区域については、地震時に壁から離れるよう指導する。

3 追加調査等への取組方針

- (1) 鉄筋、基礎(国交省から示された調査項目)
 - 保存している工事原義を確認する。
 - ・工事原義で鉄筋を確認できない場合は、金属探知機で確認。
 - ・工事原義で基礎を確認できない場合は、現地を掘削する。(地面がコンクリート等の場合、破壊して掘削)
 - ※他都市の調査方法も参考にする。
- (2) ブロック塀の再調査

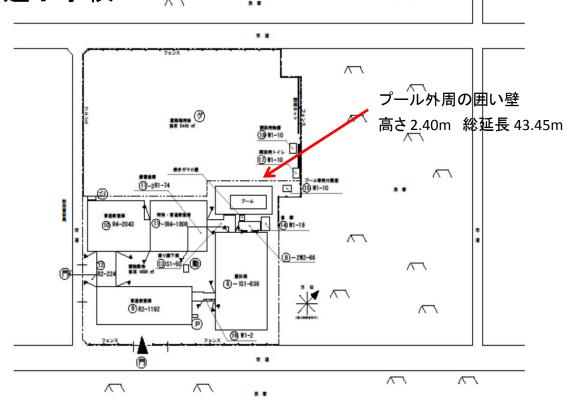
「ブロック塀無し」の43校の内、6月19日、20日に現地調査した9校を除く34校及び、図書館等、社会教育施設について、今回の事例を提示し、ブロック塀の有無を確認する。



内観写真



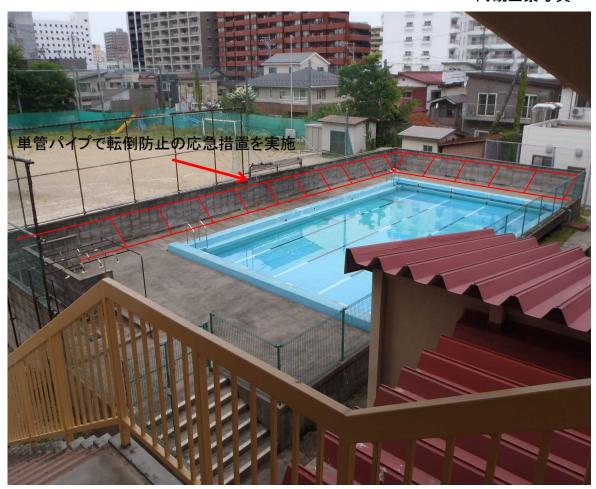
中通小学校



外観写真



内観全景写真



内観近景写真

